

第4章 自然共生社会の構築

第1節 生物多様性の保全

生物多様性とは、様々な生態系が存在すること、生物の種間や種内に様々な差異が存在することを示します。人類の生存基盤である地球を健全に保つためには、生物多様性の保全及び持続可能な利用が不可欠です。

国際的な動きとして、1993年（平成5年）に生物多様性条約が発効されました。2010年（平成22年）に名古屋市で開催された第10回締約国会議で、新たな世界目標となる「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されましたが、中間報告時の進捗状況では、期限内達成は不十分であり、各部門が連携して、緊急的で有効な行動をとることが必要であると示唆されています。

国では、2008年（平成20年）に生物多様性基本法を施行し、2012年（平成24年）には世界目標である愛知目標の達成等に向けて「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、総合的に施策を推進しています。また、県は、2013年（平成25年）に「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」を策定し、総合的に施策を推進しています。

生物多様性の保全及び持続可能な利用のために、私たち一人一人が生物多様性や生態系サービス（人類が生態系から得ることのできる便益）に理解を深めて、消費行動やライフスタイルに生物多様性への配慮を組み込んでいく必要があります。

1 希少野生動植物等の生息状況調査

本市では、2013年度（平成25年度）から市民との協働による希少野生動植物及び外来生物の調査を開始し、市内の生息状況等の把握に努めています。

2 希少野生動植物の保全

各種開発や森林、農地の荒廃などにより、野生動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。「レッドデータブックひろしま2011」によると、本市には、234種の絶滅のおそれのある野生生物が確認されています。



スイゲンゼニタナゴ

そのうち、魚類ではスイゲンゼニタナゴが「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物及び「広島県野生生物の種の保護に関する条例」の指定野生生物に指定されています。2020年度（令和2年度）は、地域住民、地域の各種団体、有識者、行政機関等で構成される「芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会」として生息状況調査や系統保存の実施、イベント等での周知啓発などに取り組んできました。現在、野生個体群が継続確認されているのは市内1地点のみとなっており、危機的状況が続いています。協議会では、関係機関と連携して普及啓発活動を含めた持続的かつ計画的な保全活動を推進していきます。

3 外来生物対策

海外から持ち込まれた生物のうち、地域固有の生物や生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがある生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）により、特定外来生物として指定され、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制され、また、必要に応じて防除等を行うこととされています。

本市は、次の特定外来生物について、外来生物法に基づく防除の確認を主務大臣から受けており、計画的に防除を行っています。

2020年度（令和2年度）の捕獲頭数

特定外来生物の種類	ヌートリア	アライグマ
捕獲頭数	31	23

2014年度（平成26年度）は、特定外来生物であるセアカゴケグモが津之郷町及び大門町において市内で初めて確認されましたが、その後、施設管理者による駆除・点検が実施されています。

また、特定外来生物であるヒアリについては、環境省及び広島県と連携し、調査等を実施していますが、市内でヒアリが確認されたことはありません。

2019年度（令和元年度）は、市内で特定外来生物であるアルゼンチンアリが初確認されました。在来アリを駆逐することや餌を求めて家に侵入することから注意喚起を行いました。

その他、オオキンケイギク、ブラックバス及びブルーギルなどの特定外来生物の生息が確認されており、関係機関と連携して外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）など、外来生物に関する情報提供や正しい知識の普及に努めています。



セアカゴケグモ



アルゼンチンアリ



オオキンケイギク

第2節 里山・里地・里海の保全

1 里山・里地の保全

(1) 森林、農地等の保全及び持続可能な利用の推進

森林・農地などは、木材や食料の供給、水源かん養などの多様な生態系サービスを有しています。しかし、森林・農地の利用の低下、担い手の減少などにより荒廃が進み、里山里地における活動の縮小によって自然の恵みが利用されず、自然環境の悪化や衰退を招いています。

こうしたことから、森林・農地の整備活動や利用促進、担い手の育成、また、地域での継続的な里山里地の再生・保全活動の実施などが求められています。

2020年度(令和2年度)は、人工林の間伐を4.79ha、里山林整備を2.34ha実施しました。

また、里山里地地域に指定している8つの地域において、地域住民と都市住民を中心に組織されたボランティア団体の「里山里地協力隊※」と共に、草刈・伐採を始め、アスパラガスの収穫、柑橘苗の植付けなどの地域活動を実施しました。

※2020年度(令和2年度)は指定地域で合計62日活動、延べ429人が参加。



アスパラガスの収穫



稲架干し

(2) 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいは、自然の風景に感動したり、安らぎを感じるにより、自然や人を大切にする豊かな心を育みます。また、私たちが自然生態系の一員であることを認識し、自然との共生への理解を深めることになります。

本市では、自然観察会や野鳥観察会を開催することで、自然と触れ合う機会の充実に取り組んでいます。

ア 自然観察会(公益社団法人広島県みどり推進機構福山市支部主催)

場 所：山野狭(山野町)

参加者：合計24人



イ 野鳥観察会(公益社団法人広島県みどり推進機構福山市支部主催)

場 所：浜池(神村町)

参加者：合計15人



2 里海の保全

近年、多くの海域で貧栄養化が進行し、養殖ノリの色落ち等の影響が出ていますが、瀬戸法等に基づく工場・事業場の規制や下水道の整備率の向上等により、海域の水質は改善しています。また、水産資源の持続的な利用確保等を踏まえ、試験的に栄養塩類の管理運転を行うなど、海域の栄養塩類の適切な管理に取り組んでいます。

栄養塩の管理運転は、下水処理施設及びし尿処理施設のうち一定の処理を行った処理水を冬季に海域に放流するもので、松永浄化センター、汚泥再生処理センター、西部衛生センターの3か所を実施しています。

栄養塩調査地点位置図

